



過労死等防止対策推進法が平成26年6月に全会一致で可決され、同年11月1日に施行されました。この法律の第7条で政府は、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するため、過労死等の防止のための対策に関する大綱（以下「大綱」という）を定めなければならぬと規定されています。

大綱の案について過労死等防止対策推進協議会の意見を聞く。3、大綱を閣議決定し、国会に報告するとともに公表する。

大綱では法律の第8条から第11条までに規定された四つの対策が盛り込まれています。

1、厚生労働省において、大綱の案を作成し、閣議の決定を求める。

2、厚生労働大臣は、

その目標を各種の取組により早期に達成することを目指しています。また、今後おおむね3年を途中に、全ての都道府県でシンポジウムを開催し、全国で啓発活動を行うとともに、身体面、精神面の不調を生じた労働者誰もが相談することができ

以上の雇用者の割合を5%以下、年次有給休暇取得率を70%以上、平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上と

厚生労働省では、過重労働対策の一層の強化に取り組んでおり、平成27年度の労働基準行政の取組事項でも過重労働防止対策を最重点対策の第一

の整備等、民間団体の活動に対する支援です。

大綱の作成時期は平成27年の年次を予定していることから、もうすぐ作成されると思われます。作

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

～ 健康診断と事後措置の徹底を！ ～

健康診断と健康診断実施後の措置を実施できていますか？